

10-1 特定施設入居者生活介護（「外部サービス利用型」以外）

特定施設入居者生活介護事業は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、当該指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

申請者要件	法人であって、有料老人ホーム等の設置者				
人員基準	区分	職種・資格	員数		
	従業者	・生活相談員	・利用者数が100人又はその端数を増すごとに1名以上（常勤換算方法） ・常勤1名以上	・要介護者である利用者数が3人又はその端数を増すごとに1名以上（常勤換算方法）※1	
		・看護師又は准看護師	・利用者数に応じて次の員数が必要（常勤換算方法） ～ 30 → 1名 31～ 80 → 2名 81～130 → 3名 131～ → 4名 (50名ごとに1増) ・常勤1名以上		
		・介護職員	・常駐1名以上 ・常勤1名以上		
		・機能訓練指導員	・1名以上 ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の資格を有する者 ・当該特定施設の他の職務に従事できる。		
		・計画作成担当者	・専従1名以上 利用者への処遇に支障がない場合は当該特定施設における他の職務に従事できる。 ・利用者数が100人又はその端数を増すごとに1名を標準とする。 ・介護支援専門員であって特定施設サービス計画の作成に適切と認められる者		
		※介護予防の事業が同一の施設において一体的に行われる場合			
		・生活相談員	・利用者及び介護予防サービス利用者の合計数（総利用者数）が100人又はその端数を増すごとに1名以上（常勤換算方法） ・常勤1名以上		
	・看護師又は准看護師	・総利用者数に応じて次の員数が必要（常勤換算） ～ 30 → 1名 31～ 80 → 2名 81～130 → 3名 131～ → 4名 (50名ごとに1増) ・常勤1名以上	・看護職員と介護職員の合計数は、「要介護の利用者」と「要支援の利用者」に10分の3を乗じて得た数の合計が、3人又はその端数を増すごとに1名以上（常勤換算方法）※1		

	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・常駐1名以上 利用者全てが要支援者である場合の宿直時間帯を除く ・常勤1名以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の全てが要支援者である場合は、看護職員又は介護職員のうちいずれかが常勤であればよい。
	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練指導員 	<ul style="list-style-type: none"> ・1名以上 ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の資格を有する者 ・当該特定施設の他の職務に従事できる。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・計画作成担当者 	<ul style="list-style-type: none"> ・専従1名以上 利用者の処遇に支障がない場合は当該特定施設における他の職務に従事できる。 ・総利用者数が100人又はその端数を増すごとに1名を標準とする。 ・介護支援専門員であって特定施設サービス計画の作成に相当と認められる者 	
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤専従1名以上 ・管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務、又は他の事業所・施設等の管理者のいずれかを兼務することができる。 ・当該事業所の事象を適時かつ適切に把握でき、一元的な管理・指揮命令に支障がない場合は、同一事業者の他の事業所の管理者又は従業者を兼務することができる。 	
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・耐火建築物又は準耐火建築物（別途利用者の安全性が確保されている場合を除く） 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護居室 	<ul style="list-style-type: none"> ・個室(利用者の処遇上必要である場合は2人部屋も可)※2 ・プライバシーの保護に配慮した適当な広さ ・地階は不可 ・1以上の出入口は避難上有効な空地、廊下等に直面して設けること 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・一時介護室 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護を行うための適当な広さ ・他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保できる場合は、設けなくてもよい。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・浴室 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体の不自由な者が入浴するのに適したもの 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・便所 	<ul style="list-style-type: none"> ・居室のある階ごとに設置 ・非常用設備 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂 	<ul style="list-style-type: none"> ・適当な広さ 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練室 	<ul style="list-style-type: none"> ・適当な広さ ・他に機能訓練を行うための適当な広さを確保できる場合は、設けなくてもよい。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・消火設備その他非常災害に必要な設備 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・上記のほか、建築基準法及び消防法の定める構造設備 		
<p>介護予防の指定を併せて受け、同一の施設で一体的に運営されている場合、介護予防の設備に関する基準を満たすことをもって、基準第177条の基準を満たしているものとみなすことができる。</p>			

※1 生産性向上の取り組み施設においては、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3（要支援者の場合は10）又はその端数を増すごとに0.9以上とする。なお、具体的な取扱いについては、「『指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準』等における生産性向上に先進的に取り組む特定施設等に係る人員配置基準の留意点について」（令和6年3月15日老高発0315第5号）を

参照すること。

※2 平成17年改正法附則第10条第1項の規定によるみなし指定を受けた事業者が行う特定施設の介護居室であって、平成18年4月1日現在で定員4人以下であるものについては適用しない。

運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ・内容及び手続の説明及び契約の締結等 ・指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等 ・受給資格等の確認 ・要介護認定の申請に係る援助 ・サービスの提供の記録 ・利用料等の受領 ・保険給付の請求のための証明書の交付 ・指定特定施設入居者生活介護の取扱方針 ・特定施設サービス計画の作成 ・介護 ・機能訓練 ・口腔衛生の管理（※） ・健康管理 ・相談及び援助 ・利用者の家族との連携等 ・利用者に関する市町村への通知 ・緊急時等の対応 ・管理者の責務 ・運営規程 ・勤務体制の確保等 ・業務継続計画の策定等 ・協力医療機関等 ・非常災害対策 ・衛生管理等 ・掲示（※） ・秘密保持等 ・広告 ・居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ・苦情処理 ・地域との連携等 ・事故発生時の対応 ・虐待の防止 ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置（※） ・会計の区分 ・記録の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 第178条 第179条 第11条（準用） 第12条（準用） 第181条 第182条 第21条（準用） 第183条 第184条 第185条 第132条（準用） 第185条の2 第186条 第187条 第188条 第26条（準用） 第51条（準用） 第52条（準用） 第189条 第190条 第30条の2（準用） 第191条 第103条（準用） 第104条（準用） 第32条（準用） 第33条（準用） 第34条（準用） 第35条（準用） 第36条（準用） 第191条の2 第37条（準用） 第37条の2（準用） 第139条の2（準用） 第38条（準用） 第191条の3
------	--	--

※ 重要事項のウェブサイトへの掲示については令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、口腔衛生の管理、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置については令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間は努力義務

10-2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護

外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が要介護状態になった場合でも、当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

申請者要件	法人であって、養護老人ホーム等の設置者		
人員基準	区分	職種・資格	員数・資格等
	従業者	・生活相談員	・利用者数が100人又はその端数を増すごとに1名以上（常勤換算方法） ・常勤、専従1名以上 利用者の処遇に支障がない場合は当該特定施設における他の職務に従事できる。
		・介護職員	・利用者の数が10人又はその端数を増すごとに1名以上（常勤換算方法）
		・計画作成担当者	・1名以上 ・利用者数が100人又はその端数を増すごとに1名を標準とする。 ・専従の介護支援専門員であって特定施設サービス計画の作成に関し適当と認められる者（※1） ・うち1名以上は常勤 利用者の処遇に支障がない場合は当該特定施設における他の職務に従事できる。
・常に1名以上の指定特定施設の従業者を確保（宿直時間帯を除く）			
管理者		・専従1名以上 ・管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務、又は他の事業所・施設等の管理者のいずれかを兼務することができる。 ・当該事業所の事象を適時かつ適切に把握でき、一元的な管理・指揮命令に支障がない場合は、同一事業者の他の事業所の管理者又は従業者を兼務することができる。	
設備基準	・耐火建築物又は準耐火建築物（別途利用者の安全性が確保されている場合を除く）		
	・介護居室	・個室とすること（ただし利用者への処遇上必要であれば2人部屋も可）（※3） ・プライバシーの保護に配慮した適当な広さ ・地階は不可 ・避難口の確保 ・非常通報装置等	
	・浴室	・身体の不自由な者が入浴するのに適したもの	
	・便所	・居室のある階ごとに設置 ・非常用設備	
	・食堂	・適当な広さ	
	・利用者が車椅子で円滑に移動できることが可能な空間と構造		

・ 消火設備その他非常災害に必要な設備
・ 上記のほか、建築基準法及び消防法の定める構造設備

※3 平成18年4月1日現在の養護老人ホームについては適用しない。

運営基準	介護給付
・ 内容及び手続の説明及び契約の締結等	第192条の7
・ 受託居宅サービスの提供	第192条の8
・ 運営規程	第192条の9
・ 受託居宅サービス事業者への委託	第192条の10
・ 記録の整備	第192条の11
・ 受給資格等の確認	第11条（準用）
・ 要介護認定等の申請に係る援助	第12条（準用）
・ 指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等	第179条（準用）
・ サービス提供の記録	第181条（準用）
・ 利用料等の受領	第182条（準用）
・ 保険給付の請求のための証明書の交付	第21条（準用）
・ 指定特定施設入居者生活介護の取扱方針	第183条（準用）
・ 特定施設サービス計画の作成	第184条（準用）
・ 相談及び援助	第187条（準用）
・ 利用者の家族との連携等	第188条（準用）
・ 利用者に関する市町村への通知	第26条（準用）
・ 緊急時等の対応	第51条（準用）
・ 管理者の責務	第52条（準用）
・ 勤務体制の確保等	第190条（準用）
・ 業務継続計画の策定等	第30条の2（準用）
・ 協力医療機関等	第191条（準用）
・ 非常災害対策	第103条（準用）
・ 衛生管理等	第104条（準用）
・ 掲示（※）	第32条（準用）
・ 秘密保持等	第33条（準用）
・ 広告	第34条（準用）
・ 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	第35条（準用）
・ 苦情処理	第191条の2（準用）
・ 地域との連携等	第36条（準用）
・ 事故発生時の対応	第37条（準用）
・ 虐待の防止	第37条の2（準用）
・ 会計の区分	第38条（準用）

※ 重要事項のウェブサイトへの掲示については令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間は努力義務